

## 算定体制状況届出等の手続について

**提出期限は、令和3年4月9日(金)です。**

介護給付費に係る加算等の算定体制状況の届出について、令和3年4月算定分に限り、上記のとおりの取扱としますので、御注意ください。

**■対象事業所等**

- (1) 令和3年4月1日から新たに設定される加算等を算定する事業所等
- (2) 既存の加算であっても、その算定要件が変わる加算の取得を継続しようとする事業所等
- (3) 既存加算等の算定を変更する事業所等

※1 加算の算定内容に変更がない事業所等においては、提出の必要はありません。

※2 令和3年4月1日に新規指定を受けた又は指定を更新した事業所については、変更の有無に関わらず、新様式による算定体制等状況一覧表（加算を算定している場合には当該加算の添付書類）について提出が必要です。

**■提出先**

所管の健康福祉センター

※1 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所等に係る取扱については、所在地の市町介護保険担当課に御確認下さい。

**■提出書類及び記載上の留意事項****①指定事項等変更届**

- ・記載例を参考にしてください。

**②介護給付費算定に係る体制状況一覧表**

- ・すべての項目について、いずれか該当するものに必ず○をつけてください。  
(加算算定の内容が届出済みの内容と変更がない場合でも、記入をお願いします。)

**③所定の添付書類**

- ・②の「備考」をよく読んで、必要な書類等を添付してください。
- ・変更がない算定体制（加算）については、添付書類の提出は不要です。

様式については、「かいごへるぷやまぐち」に掲載しておりますので、ダウンロードして御利用ください。